

都内23区、多摩26市の配食(食事)サービスの現状

	担当(窓口)	対象者	事業者	配食頻度	自己負担	安否確認
千代田区	保健福祉部	ひとり暮らし高齢者または高齢者のみ世帯	配食業者	月～日曜日 委託事業者により年中無休	昼食1食あたり400～850円 夕食1食あたり500～850円 ※生活保護受給者は200円	○
	社会福祉協議会	月1～2回の手作り弁当の配達	ボランティア	月1～2回	1食 500円	
中央区	社会福祉協議会	ひとり暮らしの方 家族全員が70歳以上の方 同居の家族が就労等のため日中は一人になる方	配食業者2社から選定	月～日曜日 昼・夕方	一般食 490円 エネルギー調整食 630円 たんぱく質調整食 630円又は680円	○
港区	総合支所区民課	65歳以上のひとり暮らしの人 高齢者のみの世帯の人 、高齢者と障害者のみの世帯の人	配食業者	昼食および夕食を週7食まで	1回 270円～470円	○
新宿区	高齢者支援課	65歳以上で、一人暮らしの方、または65歳以上のみの世帯の方 (日中に上記の状況となる世帯も可)		月曜日から金曜日の希望する曜日 昼食	1食 500円	○
文京区	登録配食サービス事業者 (7事業者を登録)					
台東区	社会福祉協議会	65歳以上の高齢者や障害のある方で、お食事の確保にお困りの方	配食業者 (3社)	年中無休	昼 400円～450円 夜 450円～580円 特別職 530円～710円 1食当たり170円助成	○
墨田区	高齢者福祉課	満65歳以上の、ひとりぐらし又は高齢者世帯で見守りを必要とする方 自分で買物、調理を行うことが困難な方	配食業者 (5社) 高齢者在宅サービスセンター	高齢者在宅サービスセンターによる配食は地域、曜日、食数が限定	1日につき200円を区が負担 1配食あたりの弁当代は実費負担	○
江東区	福祉部	調理や買物が困難な65歳以上の高齢者の方	配食業者 (4社)	週7食、1日1食を上限	常温普通食が1食につき300～450円。特別食は1食につき300～500円。	○
品川区	在宅介護支援センター	低栄養の予防が必要とされる方	在宅サービスセンター	月曜日から土曜日のうち週2回まで、昼食のみ	1食600円	
目黒区	高齢福祉課	栄養改善が必要な高齢者	配食業者 (3社)	利用期間6か月(ただし1回限り6か月の延長が可能)	1食あたり413円から860円 (1食あたり100円(1日1食まで助成))	

大田区	特定非営利活動法人こぶしの会		ボランティア			○
世田谷区	地域包括支援センター	65歳以上のひとりぐらし、または高齢者のみの世帯の方 病気や体が弱いなどの理由で毎日の食事の調理や買い物が困難な方 近くに食事を作ってくれる親族がいない方	社会福祉法人のデイ・ホーム等	祝日、年末年始を除く月曜日から土曜日までの 毎日	1食500円	○
渋谷区	障害者福祉課	食事を作ることが困難なひとり暮らし等の重度心身障害者		1週間に7回	1食200円を区が負担	
中野区						
杉並区	2018年度末 2019年4月から	杉並区見守り配食サービス事業の廃止 民間配食サービス事業者個別連絡会の設置・運営				
豊島区	高齢者総合相談センター	豊島区内に在住のかた。安否確認サービスは65歳以上の高齢者のかた	配食業者(7社)	昼食・夕食	不明	○(7社のうち1社はなし)
北区						
荒川区	障害者福祉課	以下の要件にすべて該当する方 ・65歳未満で、次のいずれかの世帯(1.一人暮らしの障がい者、2.障がい者と65歳以上の高齢者のみ、3.障がい者のみ) ・身体障害者手帳 上肢・体幹・視覚障害1級又は2級 ・栄養補給が十分でない方	配食業者	週7回まで(調査により回数を決定) 昼食のみ利用可	一食につき230円から680円(配食事業者や食事内容により異なる) 昼食代は利用者負担	○
板橋区	長寿社会推進課	板橋区内に在住の65歳以上の高齢者	安否確認基準等を満たした配食事業者		全額自己負担 費用は配食事業者ごとに異なる	○
練馬区	高齢社会対策課	1.ひとりぐらしの高齢者 2.高齢者のみで構成される世帯の高齢者 3.日中独居の高齢者(高齢者のみの世帯を含む) 4.障害者と高齢者のみで生活している世帯で特別な事情にあることを区長が認めた高齢者 上記のいずれかに該当し、定期的な食事の確保が困難な方	配食業者	会食サービス(昼食のみ) 配食サービス(昼食・夕食)	会食:1食につき600円 配食:1食につき440円~670円 普通食のほか、事業差によってさまざまな特別職がある	○
足立区	高齢者福祉課	年1回、配食サービス協力店の一覧を全戸配布				

葛飾区	高齢者総合相談センター	おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、高齢者のみの世帯の方、または日中高齢者のみとなる世帯の方で、外出が困難なため食事の準備が難しい方。	配食業者	1か月を単位に週14食(昼・夕食)まで	事業者により異なる	
江戸川区	福祉部介護保険課等	以下のすべてを満たす方 1.65歳以上の江戸川区内在住の方 2.ひとり暮らしまたは、65歳以上のみの世帯の方※日中独居の方はご相談ください 3.食事作りが困難であり、週3回以上の利用を希望する方	配食業者	月曜日から土曜日(祝祭日を除く)の昼食・夕食	一食470円 普通食(おかずをきざんだり、おかゆの対応も可能) 特別食(一般食の摂取が困難な方)	

	事業主体	対象者	事業者	配食頻度	自己負担	安否確認
八王子市	市は、高齢者食事提供サービス活動事業に対し、「八王子市高齢者食事提供 サービス活動支援事業補助金交付要綱」に基づき補助金を交付している。27年度は2団体に対し、各250万円を交付している(28年度財政援助団体等 監査報告書 より)					
立川市	高齢福祉課高齢者事業係 地域包括支援センターなど	1..心身機能の低下により買い物や調理、食事の支度が困難な方のみで構成されている世帯の方であって、次のいずれかに該当する方 ア 65歳以上の方 イ 介護保険第2号被保険者で要介護状態又は要支援状態にある方 ウ 身体障害者手帳(2級以上)を持つ方 2. 65歳以上の方で、同居者の就労等の理由により、食事の支度が困難な方のみ世帯に準ずる状態が、一日につきおおむね8時間以上かつ週5日以上となる世帯の方	配食業者	月曜日から日曜日の希望する日 昼食または夕食のいずれか	1食につき410円 配達する食事は一般食	○

武蔵野市	在宅介護・地域包括支援センターまたは高齢者支援課	おおむね65歳以上の一人暮らしまたは高齢者のみの世帯のかたで、心身の状態から買い物や炊事が困難な方。	老人ホームなどで調理ボランティアなどがご自宅まで配達	昼食 別に会食型食事サービスがある	1食 500円	
三鷹市	高齢者支援室	糖尿病、腎臓病により食事療養が必要な方		月～土曜日の昼食または夕食	療養食 1食400円	
	社会福祉事業団	日常生活にお困りの在宅高齢者や障がいのある方など	社会福祉事業団	毎日(年中無休)昼食と夕食	1食760円別途利用会員として会費(月額300円・世帯あたり)が必要	○
青梅市	社会福祉協議会	おおむね65歳以上の一人暮らしか高齢者だけの世帯の方で、心身機能の低下により炊事が困難と思われる方	配食事業者ボランティアの方等の協力	月～金曜日のうち週3回まで	1食当たり650円のうち、250円が青梅市から補助される	
府中市	社会福祉協議会(配食サービス)	障害者向け	ボランティア	夕食 週1日配食	300円	
	社会福祉協議会(有償在宅配食サービス)	一般の人向け、高齢者向け、その他きざみ食など	委託業者	昼食、夕食 週7日配食	昼食750円 夕食850円(助け合い事業の利用会員)	○
昭島市	社会福祉協議会	ひとり暮らしまたは高齢者のみ世帯で、介護保険の要介護度が1以上かつ心身機能の低下などにより炊事が困難な状況にある70歳以上の高齢者			1食あたり400円	
調布市	地域包括支援センター	65歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯で、心身の状況から買い物や炊事が困難な方	配食事業者	実施日 365日 状況を確認した上で必要な食数を決定	1食500円	○
	社会福祉協議会	障害者配食サービス(65歳以下の障害者)	配食事業者	身体障害者手帳をお持ちの方は最大週14回 その他の方は最大週7回	配食業者から利用券(10枚1組5千円)を購入	
町田市	高齢者支援センター	65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯で、要介護1から5の認定を受けている方	配食事業者	要介護1～3…週3回まで 要介護4～5…週5回まで	自己負担金額 事業者(食事配達業者)によって異なる	○

小金井市	介護福祉課 高齢福祉係など	おおむね65歳以上のひとりぐらし又は高齢者のみの世帯で、介護保険の「要支援」以上と認定された方のうち、精神的、身体的理由等により食事の用意が困難と思われる方 他に障害者配食サービスあり		週3回を基本として夕食を配達	一部自己負担があり	○
小平市	担当のケアマネジャー、地域包括支援センター	65歳以上のひとりぐらし高齢者等で、低栄養の予防と安否の確認が必要な方	社会福祉法人や民間委託事業者	原則週4回(低栄養で栄養改善が必要な方は週7回)まで	1食 560円(所得により減額の制度あり)	○
日野市	高齢福祉課福祉係	概ね65歳以上(ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯等)		夕食 月曜から土曜日	1食840円	
	社会福祉協議会	概ね65歳以上(ひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯等)		昼食	1食450円	
東村山市	地域包括支援センター 健康増進課	・65歳以上の1人暮らしで、食事の調理が困難と認められる方。 ・全員が70歳以上の高齢者世帯で、食事の調理が困難と認められる方。	配食事業者	週5回(月曜から金曜)、 夕食(普通食)	1食につき550円	○
国分寺市	包括支援センターに見守り相談窓口が整備されたことなどに伴い、新規申請受け付けを平成30年3月31日で終了 なお、この日より前にご申請されている方は、引き続きご利用可能					
国立市	地域包括支援センター	65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯の方、日中独居になる方等で、買物または調理等が困難な方	配食事業者	最大週7回 回数は、アセスメントに基づき市が決定	配食事業者ごとに異なる	○
福生市	社会福祉協議会	一人暮らし等で買物や調理が困難なため、配食サービスが必要と認められる方 市長が特に必要と認める方	社会福祉協議会	1週間の間に2回以内 普通食	1食につき400円	○
狛江市	福祉保健部 高齢障がい課	1. 市内に在住する65歳以上の一人暮らしの方、高齢者のみの世帯で、身体的及び精神的機能の低下により食事の確保が困難とされる方 2. 介護認定により「要支援1・2」「要介護1～5」と判定された方	配食業者	1. 「要支援の方」…日曜日を除く週に2日まで 2. 「要介護」の方…日曜日を除く週に6日まで ※夕食のみ	1食あたり500円。ただし、介護保険料所得段階が第1段階に該当する方は1食あたり400円	○
東大和市	障害福祉課?	1. 2級以上の身体障害者手帳の受けている方など 2. 65歳以上の身体的、精神的機能低下等のある方など		毎日の昼食(年末・年始は除く)	1食につき500円(生活保護世帯については1食につき370円)	

清瀬市	地域包括支援センター	介護保険外民間サービス 配食サービス(食事および食材を定期的に届けるサービス)	4団体を指定			
東久留米市	地域包括支援センター	介護保険で非該当になった方、若しくは要介護の認定を受けている方(原則、独居または高齢者のみの世帯)		週2食程度	1食 500円	○
武蔵村山市	高齢福祉課	日常の買物、炊事等が困難な65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方	配食業者	月曜日から金曜日までの昼食	普通食 : 一食当たり290円 低カロリー一食 : 一食当たり380円	○
多摩市	在宅福祉課	配食サービス 調理が困難な在宅高齢者				○
	地域福祉課	会食会などのサービス 社会福祉協議会が行うサロン活動と連携して実施				
稲城市	特定非営利活動法人 支え合う会 みのり	食事作りが困難な家庭		月曜日から金曜日まで 週5日間	1食620円 夕食 (年会費が必要)	
羽村市		60歳以上の在宅で、健康上の理由や身体的事情により、買い物や食事作りにお困りの高齢者	高齢者在宅サービスセンターいこいの里		夕食 1食につき600円	
あきる野市	高齢者支援課	(1) 心身の状況その他の理由により食事の調理が困難なため定期的な食事の確保に支障があると認められる方 (2) その他市長が特に必要と認める方	配食業者	昼食	(1) 普通食 (2) やわらか食(咀嚼力の弱い方向け) (3) カロリー・塩分調整食(糖尿病の方向け) (4) 塩分控えめ・低たんぱく食(腎臓病の方向け) (5) 透析食(透析治療中の方向け) 1食500円(生活保護世帯は250円)	○
西東京市	高齢者支援課	65歳以上の一人暮らし高齢者(日中65歳以上の者のみで生活している場合も含む)または65歳以上の高齢者のみの世帯の高齢者で配食を必要と認められた方	配食業者	昼食を最大、週6回(月曜日から土曜日)までの希望する曜日に	1食当たり411円	

※各市区のホームページより作成(2019年5月1日現在)